

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂案
【一般型地方独立行政法人】

地独法改訂案	地独法現行	国大現行
<p>第21 費用の定義</p> <p>地方独立行政法人の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。(注15)</p> <p><注15> 公立大学法人の費用の定義から除かれる事例について 資本取引として公立大学法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>「第88 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券に係る投資事業有限責任組合損失相当額、評価損相当額又は売却損相当額</u></p>	<p>第21 費用の定義</p> <p>地方独立行政法人の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。(注15)</p> <p><注15> 公立大学法人の費用の定義から除かれる事例について 資本取引として公立大学法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[新設]</p>	<p>第20 費用の定義</p> <p>国立大学法人等の費用とは、教育研究の実施、財貨の引渡又は生産その他の国立大学法人等の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、国立大学法人等の会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。(注13)</p> <p><注13> 国立大学法人等の費用の定義から除かれる事例について 資本取引として国立大学法人等の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>「第79 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券に係る投資事業有限責任組合損失相当額、評価損相当額又は売却損相当額</u></p>
<p>第22 収益の定義</p> <p>地方独立行政法人の収益とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、資産の増加又は負債の減少をもたらすものであり、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が増加する取引を除いたものをいう。(注16)</p> <p><注16> 公立大学法人の収益の定義から除かれる事例について 資本取引として公立大学法人の収益から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1) <u>「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産の売却、交換又は除去等に直接起因する資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）</u></p> <p>(2) <u>「第88 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券に係る投資事業有限責任組合利益相当額、財務収益相当額又</u></p>	<p>第22 収益の定義</p> <p>地方独立行政法人の収益とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、資産の増加又は負債の減少をもたらすものであり、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が増加する取引を除いたものをいう。(注16)</p> <p><注16> 公立大学法人の収益の定義から除かれる事例について 資本取引として公立大学法人の収益から除外されるものの例と して、<u>「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産の売却、交換又は除去等に直接起因する資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）</u>がある。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>第21 収益の定義</p> <p>国立大学法人等の収益とは、教育研究の実施、財貨の引渡又は生産その他の国立大学法人等の業務に関連し、資産の増加又は負債の減少をもたらすものであり、国立大学法人等の会計上の財産的基礎が増加する取引を除いたものをいう。(注14)</p> <p><注14> 国立大学法人等の収益の定義から除かれる事例について 資本取引として国立大学法人等の収益から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1) <u>「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の売却、交換又は除去等に直接起因する資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）</u></p> <p>(2) <u>「第79 特定の有価証券に係る会計処理」を行うこととされた有価証券に係る投資事業有限責任組合利益相当額、財務収益</u></p>

地独法改訂案	地独法現行	国大現行
<u>は売却益相当額</u>		<u>相当額又は売却益相当額</u>
<p>第 31 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有価証券は、地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 関係会社株式</p> <p>関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、「<u>第 88 特定の有価証券の会計処理</u>」を行うこととされた有価証券を除き、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。</p> <p>(4) <u>その他の関係会社有価証券（公立大学法人に限る。）</u></p> <p><u>投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）</u></p> <p><u>第 3 条第 1 項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券は投資事業有限責任組合の財産の持分相当額をもって貸借対照表価額とし、投資事業有限責任組合の業務の執行により獲得した損益の持分相当額は、「第 88 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、当期の損益として計上する。ただし、有限責任の特約がある場合にはその範囲内で損益を認識する。</u></p> <p><u>投資事業有限責任組合が、その他有価証券の評価差額を計上している場合には、その持分相当額を純資産の部にその他有価証券の評価差額として計上し、他の剰余金と区分しなければならない。</u></p> <p>(5) <u>その他有価証券</u></p> <p>売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式<u>及びその他</u> <u>の関係会社有価証券</u>以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額について</p>	<p>第 31 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有価証券は、地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 関係会社株式</p> <p>関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。</p> <p>[新設]</p>	<p>第 30 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有価証券は、国立大学法人等が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 関係会社株式</p> <p>関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、「<u>第 79 特定の有価証券の会計処理</u>」を行うこととされた有価証券を除き、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。</p> <p>(4) <u>その他の関係会社有価証券</u></p> <p><u>投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）</u></p> <p><u>第 3 条第 1 項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券は投資事業有限責任組合の財産の持分相当額をもって貸借対照表価額とし、投資事業有限責任組合の業務の執行により獲得した損益の持分相当額は、「第 79 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、当期の損益として計上する。ただし、有限責任の特約がある場合にはその範囲内で損益を認識する。</u></p> <p><u>投資事業有限責任組合が、その他有価証券の評価差額を計上している場合には、その持分相当額を純資産の部にその他有価証券の評価差額として計上し、他の剰余金と区分しなければならない。</u></p> <p>(5) <u>その他有価証券</u></p> <p>売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式<u>及びその他</u> <u>の関係会社有価証券</u>以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価（新株予約権については、取得原価又は本源的価値（「第 80 特定の新株予約権の会計処理」において定める本源的価値をいう。以下同じ。））をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全</p>

地独法改訂案	地独法現行	国大現行
<p>では、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。(注 24)</p> <p>3 (略)</p> <p><注 24><注 25> (略)</p> <p><注 26>満期保有目的の債券とその他有価証券との区分</p> <p>1 その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、<u>関係会社株式及びその他の関係会社有価証券</u>以外の有価証券であり、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券や、政策的な目的から保有する有価証券が含まれることになる。</p> <p>2 (略)</p> <p><注 27> (略)</p>	<p>れるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。(注 24)</p> <p>3 (略)</p> <p><注 24><注 25> (略)</p> <p><注 26>満期保有目的の債券とその他有価証券との区分</p> <p>1 その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、<u>関係会社株式及びその他の関係会社有価証券</u>以外の有価証券であり、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券や、政策的な目的から保有する有価証券が含まれることになる。</p> <p>2 (略)</p> <p><注 27> (略)</p>	<p>額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない（「第 7 6 寄附金の会計処理」により、寄附金債務として負債に計上する場合及び「第 9 2 大学運営基金の会計処理」により大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入れる場合を除く。）。(注 20) (注 63) (注 75)</p> <p>3 (略)</p> <p><注 20><注 21> (略)</p> <p><注 22> 満期保有目的の債券とその他有価証券との区分</p> <p>1 その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び<u>関係会社株式及びその他の関係会社有価証券</u>以外の有価証券であり、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券が含まれることになる。</p> <p>2 (略)</p> <p><注 23> (略)</p>
<p>第 52 資産の表示項目</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他の関係会社有価証券 <u>(公立大学法人に限る。)</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第 52 資産の表示項目</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他の関係会社有価証券</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第 49 資産の表示項目</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他の関係会社有価証券</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>第 55 純資産の表示項目</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>第 55 純資産の表示項目</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>第 52 純資産の表示項目</p> <p>1 (略)</p>

地独法改訂案	地独法現行	国大現行																		
<p>4 公立大学法人においては、資本剰余金について資本剰余金の総額を表示するとともに、「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額の累計額又は減損損失相当額の累計額、<u>「第 88 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券の有価証券損益相当額の累計額（確定）又は有価証券損益相当額の累計額（その他）及び「第 91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額の累計額及び利息費用相当額の累計額を、それぞれ減価償却相当額又は減損損失相当額<u>及び</u>利息費用相当累計額及び除売却差額相当累計額として加算又は控除して表示しなければならない。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>4 公立大学法人においては、資本剰余金について資本剰余金の総額を表示するとともに、「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額の累計額又は減損損失相当額の累計額、「第 91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額の累計額及び利息費用相当額の累計額を、それぞれ減価償却相当額又は減損損失相当額<u>及び</u>利息費用相当累計額及び除売却差額相当累計額として加算又は控除して表示しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第 78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額の累計額又は減損損失相当額の累計額、<u>「第 79 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券の有価証券損益相当額の累計額（確定）又は有価証券損益相当額の累計額（その他）及び「第 86 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額の累計額、利息費用相当額及び除売却差額相当累計額として加算又は控除して表示しなければならない。（注 37）</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p><注 37> (略)</p>																		
<p>第 56 貸借対照表の様式</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>貸借対照表 (○○年 3月 31 日)</p> <p>資産の部 I・II (略)</p> <p>負債の部 I・II (略)</p> <p>純資産の部 I (略)</p> <p>II 資本剰余金</p> <table> <tr> <td>資本剰余金</td> <td>× × ×</td> </tr> <tr> <td>減価償却相当累計額（-）</td> <td>- × × ×</td> </tr> <tr> <td>減損損失相当累計額（-）</td> <td>- × × ×</td> </tr> </table>	資本剰余金	× × ×	減価償却相当累計額（-）	- × × ×	減損損失相当累計額（-）	- × × ×	<p>第 56 貸借対照表の様式</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>貸借対照表 (○○年 3月 31 日)</p> <p>資産の部 I・II (略)</p> <p>負債の部 I・II (略)</p> <p>純資産の部 I (略)</p> <p>II 資本剰余金</p> <table> <tr> <td>資本剰余金</td> <td>× × ×</td> </tr> <tr> <td>減価償却相当累計額（-）</td> <td>- × × ×</td> </tr> <tr> <td>減損損失相当累計額（-）</td> <td>- × × ×</td> </tr> </table>	資本剰余金	× × ×	減価償却相当累計額（-）	- × × ×	減損損失相当累計額（-）	- × × ×	<p>第 53 貸借対照表の様式</p> <p>貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p>貸借対照表 (○○年 3月 31 日)</p> <p>資産の部 I・II (略)</p> <p>負債の部 I・II (略)</p> <p>純資産の部 I (略)</p> <p>II 資本剰余金</p> <table> <tr> <td>資本剰余金</td> <td>× × ×</td> </tr> <tr> <td>減価償却相当累計額（-）</td> <td>- × × ×</td> </tr> <tr> <td>減損損失相当累計額（-）</td> <td>- × × ×</td> </tr> </table>	資本剰余金	× × ×	減価償却相当累計額（-）	- × × ×	減損損失相当累計額（-）	- × × ×
資本剰余金	× × ×																			
減価償却相当累計額（-）	- × × ×																			
減損損失相当累計額（-）	- × × ×																			
資本剰余金	× × ×																			
減価償却相当累計額（-）	- × × ×																			
減損損失相当累計額（-）	- × × ×																			
資本剰余金	× × ×																			
減価償却相当累計額（-）	- × × ×																			
減損損失相当累計額（-）	- × × ×																			

地独法改訂案	地独法現行	国大現行
<p>有価証券損益相当累計額（確定）（±） <u>±××</u></p> <p>有価証券損益相当累計額（その他）（±） <u>±××</u></p> <p>利息費用相当累計額（－） <u>－××</u></p> <p>除壳却差額相当累計額（－） <u>－××</u></p> <p>資本剰余金合計 <u>××</u></p> <p>III・IV (略)</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>利息費用相当累計額（－） <u>－××</u></p> <p>除壳却差額相当累計額（－） <u>－××</u></p> <p>資本剰余金合計 <u>××</u></p> <p>III・IV (略)</p>	<p>有価証券損益相当累計額（確定）（±） <u>±××</u></p> <p>有価証券損益相当累計額（その他）（±） <u>±××</u></p> <p>利息費用相当累計額（－） <u>－××</u></p> <p>除壳却差額相当累計額（－） <u>－××</u></p> <p>民間出えん金 <u>××</u></p> <p>大学運営基金 <u>××</u></p> <p>資本剰余金合計 <u>××</u></p> <p>III・IV (略)</p>
第67 純資産変動計算書の様式 純資産変動計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 純資産変動計算書 (○○年4月1日～○○年3月31日)	第67 純資産変動計算書の様式 純資産変動計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 純資産変動計算書 (○○年4月1日～○○年3月31日)	第60 純資産変動計算書の様式 純資産変動計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 純資産変動計算書 (○○年4月1日～○○年3月31日)
※（別紙）「純資産変動計算書」を参照。		
第78 注記 1 (略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。ただし、公立大学法人において、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記及び科学研究費助成事業等に関する注記については、損益計算書の次に記載するものとする。（注53）（注54）（注55）（注56）（注57）（注58）（注59）（注60） <u>（注61）</u> <注52>～<注56> (略) <u>＜注57＞ 産業競争力強化法第21条に基づく出資に関する注記</u> <u>産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の規定に基づき、公立大学法人が必要な資金の出資を行い取得する有価証券</u>	第78 注記 1 (略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。ただし、公立大学法人において、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記及び科学研究費助成事業等に関する注記については、損益計算書の次に記載するものとする。（注53）（注54）（注55）（注56）（注57）（注58）（注59）（注60） <注52>～<注56> (略) <u>[新設]</u>	第71 注記 1 (略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。ただし、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記及び科学研究費助成事業等に関する注記については、損益計算書の次に記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。（注47）（注48）（注49）（注50）（注51）（注52）（注53）（注54）（注55）（注56）（注57）（注58） <注47>～<注53> (略) <u>＜注54＞ 産業競争力強化法第21条に基づく出資に関する注記</u> <u>産業競争力強化法第21条に基づき、国立大学法人等が必要な資金の出資を行い取得する有価証券について、国立大学法人法施</u>

地独法改訂案	地独法現行	国大現行
<p><u>について、設立団体の長による指定を受けた場合には、当該有価証券を発行する特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要、当該特定研究成果活用支援事業を実施する法人の財務状況及び投資事業有限責任組合の活動状況について注記するものとする。</u></p> <p><注 58> 資本剩余额を減額したコスト等に関する注記（公立大学法人等に限る。） 当期総利益に、次に掲げる項目を加減した金額を注記するものとする。 (1) (略) <u>(2) 「第 88 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券の投資事業有限責任組合損益相当額、評価損相当額、財務収益相当額又は売却損益相当額</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略)</p> <p><注 59><注 60> (略)</p> <p><注 61> 機会費用計算の注記について 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(3) (略) なお、機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行うものとする。 (1) (略) (2) 地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち地方公共団</p>	<p><注 57> 資本剩余额を減額したコスト等に関する注記（公立大学法人等に限る。） 当期総利益に、次に掲げる項目を加減した金額を注記するものとする。 (1) (略)</p> <p><注 58><注 59> (略)</p> <p><注 60> 機会費用計算の注記について 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(3) (略) なお、機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行うものとする。 (1) (略) (2) 地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち地方公共団</p>	<p><u>行規則第 14 条の 3 第 1 項の指定を受けた場合には、当該有価証券を発行する特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要、当該特定研究成果活用支援事業を実施する法人の財務状況及び投資事業有限責任組合の活動状況について注記するものとする。</u></p> <p><注 55> 資本剩余额を減額したコスト等に関する注記 当期総利益に、次に掲げる項目を加減した金額を注記するものとする。 (1) (略) <u>(2) 「第 79 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券の投資事業有限責任組合損益相当額、評価損相当額、財務収益相当額又は売却損益相当額</u> (3)～(8) (略)</p> <p><注 56><注 57> (略)</p> <p><注 58> 機会費用計算の注記について 国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(3) (略) なお、機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行うものとする。 (1) (略) (2) 政府出資等の機会費用は、資本金のうち政府出資金に「第 72</p>

地独法改訂案	地独法現行	国大現行
<p>体出資金に「第79 運営費交付金等の会計処理」、「第80 施設費の会計処理」及び「第81 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第87 特定の資産の減価に係る会計処理」による減価償却相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減価償却相当累計額を除く。）及び減損損失相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減損損失相当累計額を除く。） <u>「第88 特定の有価証券の会計処理」による有価証券損益相当累計額（確定）及び有価証券損益相当累計額（その他）（目的積立金を財源として取得した有価証券に係る有価証券損益相当累計額（確定）及び有価証券損益相当累計額（その他）を除く。）</u> 及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産の資産除去債務に係る減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額を除く。）を控除した地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>体出資金に「第79 運営費交付金等の会計処理」、「第80 施設費の会計処理」及び「第81 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第87 特定の資産の減価に係る会計処理」による減価償却相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減価償却相当累計額を除く。）及び減損損失相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減損損失相当累計額を除く。）及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産の資産除去債務に係る減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額を除く。）を控除した地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>運営費交付金等の会計処理」、「第73 施設費の会計処理」、「第74 補助金等の会計処理」及び「第93 国際卓越研究大学固有の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による減価償却相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減価償却相当累計額を除く。）及び減損損失相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減損損失相当累計額を除く。）及び「第79 特定の有価証券の会計処理」による有価証券損益相当累計額（確定）及び有価証券損益相当累計額（その他）（目的積立金を財源として取得した有価証券に係る有価証券損益相当累計額（確定）及び有価証券損益相当累計額（その他）を除く。）及び「第86 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産の資産除去債務に係る減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額を除く。）を控除した政府出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。</p> <p>(3) (略)</p>
<p><u>第88 特定の有価証券の会計処理</u> <u>設立団体の長は、産業競争力強化法第21条の規定に基づき公立大学法人が特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金を出資することにより取得しようとしている有価証券についてその評価損益、財務収益及び売却損益を損益計算書に計上しないことが必要と認められる場合には当該有価証券を指定することができる。当該有価証券に係る損益相当額は、損益計算上の費用及び収益には計上せず、資本剰余金を増減することとする。（注71）</u> <u>＜注71＞ 特定の有価証券の会計処理について</u></p>	<p>[新設]</p>	<p><u>第79 特定の有価証券の会計処理</u> <u>国立大学法人等が保有する有価証券のうち、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第14条の3第1項の指定を受けた有価証券については、当該有価証券に係る損益相当額は、損益計算上の費用及び収益には計上せず、資本剰余金を増減することとする。（注67）</u> <u>＜注67＞ 特定の有価証券の会計処理について</u></p>

地独法改訂案	地独法現行	国大現行
<p>1 本会計処理は、産業競争力強化法第21条に基づき、公立大学法人等が必要な資金の出資を行い取得する有価証券に係るものである。</p> <p>2 産業競争力強化法においては、公立大学法人の技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、資金供給その他の支援を実施しようとする者は、特定研究成果活用支援事業計画を文部科学大臣及び経済産業大臣に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。 公立大学法人は、この認定を受けた特定研究成果活用支援事業者に対して、設立団体の長による認可を受けた上で、必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うこととなる。</p> <p>3 このように、特定研究成果活用支援事業者に係る有価証券を国立大学法人が取得するに当たっては、文部科学大臣及び経済産業大臣による特定研究成果活用支援事業計画の認定、設立団体の長による出資の認可を経て行うものであり公立大学法人の判断のみで実施できるものではない。</p> <p>4 また、認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業を実施する認定特定研究成果活用支援事業者に対し行われる出資は、公立大学法人の財務状況に与える影響が大きく、適切な会計処理を行うことを通じて、利害関係者や住民に対し、公立大学法人の教育研究に係る財務情報を適切に開示する必要がある。</p> <p>5 このため、会計処理としてはこの有価証券に係る投資事業有限責任組合損益に相当する額、評価損に相当する額、財務収益に相当する額及び売却損益に相当する額については、公立大学法人の損益計算には含まれないものとする。</p> <p>6 具体的には、取得資産の内容等を勘案すれば、公立大学法人の会計上の財産的基礎の増加又は減少と考へるべきことから、公立大学法人の資本剰余金を直接増減することによって処理するものとする。この取扱いは、取得時までに別途特定された有価証券に限り行うものとする。</p> <p>7 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第88 特定の有</p>		<p>1 本会計処理は、産業競争力強化法第21条に基づき、国立大学法人等が必要な資金の出資を行い取得する有価証券に係るものである。</p> <p>2 産業競争力強化法においては、国立大学法人等の技術に関する研究成果を、その事業活動において活用して事業活動を行う者に対し、資金供給その他の支援を実施しようとする者は、特定研究成果活用支援事業計画を文部科学大臣及び経済産業大臣に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。 国立大学法人等は、この認定を受けた特定研究成果活用支援事業者に対して、文部科学大臣による認可を受けた上で、必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うこととなる。</p> <p>3 このように、特定研究成果活用支援事業に係る有価証券を国立大学法人等が取得するに当たっては、文部科学大臣及び経済産業大臣による特定研究成果活用支援事業計画の認定、文部科学大臣による出資の認可を経て行うものであり国立大学法人等の判断のみで実施できるものではない。</p> <p>4 また、認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業を実施する認定特定研究成果活用支援事業者に対し行われる出資は、国立大学法人等の財務状況に与える影響が大きく、適切な会計処理を行うことを通じて、利害関係者や国民に対し、国立大学法人等の教育研究に係る財務情報を適切に開示する必要がある。</p> <p>5 このため、会計処理としてはこの有価証券に係る投資事業有限責任組合損益に相当する額、評価損に相当する額、財務収益に相当する額及び売却損益に相当する額については、国立大学法人等の損益計算には含まれないものとする。</p> <p>6 具体的には、取得資産の内容等を勘案すれば、国立大学法人等の会計上の財産的基礎の増加又は減少と考へるべきことから、国立大学法人等の資本剰余金を直接増減することによって処理するものとする。この取扱いは、取得時までに別途特定された有価証券に限り行うものとする。</p> <p>7 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第79 特定の有</p>

地独法改訂案	地独法現行	国大現行
<p>「証券の会計処理」の規定に基づく有価証券損益相当累計額（確定）及び有価証券損益相当累計額（その他）を表示しなければならない。これは、公立大学法人の会計上の財産的基礎の増減の程度を表示し、当該有価証券に係る情報提供の機能を果たすことになる。</p>		<p>「証券の会計処理」の規定に基づく有価証券損益相当累計額（確定）及び有価証券損益相当累計額（その他）を表示しなければならない。これは、国立大学法人等の会計上の財産的基礎の増減の程度を表示し、当該有価証券に係る情報提供の機能を果たすことになる。</p>
<p>第113 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 (略)</p> <p>2 設立団体の長による指定を受けた有価証券を発行する会社等に係る収益及び費用については、この章の規定に基づき算出した額は、連結損益計算上の費用及び収益には計上せず、連結貸借対照表の資本剰余金を増減することとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><注79> (略)</p>	<p>第112 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 (略)</p> <p>[新設]</p> <p>2 (略)</p> <p><注77> (略)</p>	<p>第98 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 (略)</p> <p>2 国立大学法人法施行規則第14条の3第1項の指定を受けた有価証券を発行する会社等に係る収益及び費用については、この章の規定に基づき算出した額は、連結損益計算上の費用及び収益には計上せず、連結貸借対照表の資本剰余金を増減することとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><注81> (略)</p>
<p>第135 連結財務諸表の注記</p> <p>連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 産業競争力強化法に基づく出資事業に関する事項 産業競争力強化法第21条の規定に基づき、公立大学法人が必要な資金の出資を行い取得する有価証券について、設立団体の長による指定を受けた場合には、当該有価証券を発行する特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要、当該特定研究成果活用支援事業を実施する法人の財務状況及び投資事業有限責任組合の活用状況</p> <p>(5) (略)</p>	<p>第134 連結財務諸表の注記</p> <p>連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>[新設]</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第120 連結財務諸表の注記</p> <p>連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 産業競争力強化法に基づく出資事業に関する事項 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の規定に基づき、国立大学法人等が必要な資金の出資を行い取得する有価証券について、国立大学法人法施行規則第14条の3第1項の指定を受けた場合には、当該有価証券を発行する特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要、当該特定研究成果活用支援事業を実施する法人の財務状況及び投資事業有限責任組合の活用状況</p> <p>(6) (略)</p>

(別紙)純資産変動計算書